

岩手県告示第229号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。

平成30年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁港の名称 第2種 小白浜漁港
- 2 漁港の所在地 釜石市
- 3 変更後の漁港の区域

水 域	陸 域
次のア点からケ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するア点からケ点並びに次のコ点からス点までを順次結んだ線、次のス点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ
ア点 北緯39度12分25秒2868 東経141度52分27秒2286	コ点 北緯39度12分13秒5759 東経141度51分50秒3484
イ点 北緯39度11分30秒2743 東経141度52分26秒5116	サ点 北緯39度12分17秒9346 東経141度51分49秒8685
ウ点 北緯39度11分26秒2852 東経141度52分07秒5419	シ点 北緯39度12分24秒1352 東経141度51分56秒5807
エ点 北緯39度11分45秒9157 東経141度51分57秒9118	ス点 北緯39度12分28秒2976 東経141度52分05秒5223
オ点 北緯39度11分53秒3540 東経141度52分00秒3139	
カ点 北緯39度11分58秒6409 東経141度51分56秒2483	
キ点 北緯39度12分03秒0784 東経141度51分52秒2704	
ク点 北緯39度12分06秒4905 東経141度51分55秒5693	
ケ点 北緯39度12分13秒8158 東経141度51分54秒4381	